

みどりづくり推進事業実施要領

第1 趣旨

大阪府みどりの基金によるみどりづくり推進事業については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）及び大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱に基づくほか、この要領に定めるところにより実施する。

第2-1 みどりづくり施設助成

1. 補助の対象となる施設は、以下の（1）～（4）に掲げる要件を満たしていなければならない。

（1）企業、福祉法人、医療法人、学校法人、NPO等民間団体が所有、設置又は管理する施設であること。なお、土地を所有していない場合は、長期にわたって施設等を維持できる権原の設定がなされていること。

（2）緑化した部分について、公開性を有すること。なお、公開性とは、施設管理上または利用者の安全確保上、支障がある場合を除き、府民が自由に立ち入り、観賞できる状態にあることをいう。

（3）施設が府域の市街化区域内に所在すること。

（4）マンション等の集合住宅については共有部分とし、区分所有者が組織する管理組合等が工事完了後も管理を行うこと。

2. 国、地方公共団体が設置又は管理する施設、個人が所有する建物（住宅・店舗・倉庫等）は補助の対象としない。

3. 補助の対象とする緑化は下記のとおりとする。

（1）接道部等緑化

接道部等緑化とは、地上部における、塀、外壁、進入路、エントランス、広場、車寄せ等公道と接する部分及び敷地内の公開性を有する地上部分における緑化をいう。

（2）屋上緑化

屋上緑化とは、公開性を有する施設の屋上やベランダ等の建物上の部分において、人工地盤を利用した緑化をいう。（積載重量等建築基準法等に定める基準を遵守したもの）

（3）壁面緑化

壁面緑化とは、外部からの視認性を有する施設の壁面部分における緑化をいう。

（4）福祉緑化

福祉緑化とは、社会福祉施設（病院、保健施設を含む）において、みどりの持つ「癒し」効果を活用し、当該施設の入所者や利用者等が自ら維持管理作業に携わりながら憩いの空間を創り出すことを目的として、敷地内の公開性を有する部分において行う緑化をいう。

4. 対象経費は別表1のとおりとする。

第2-2 みどりづくり活動助成

1. 補助の対象となる活動は、次の(1)～(3)に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 地域の緑化組織(地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織)が行う緑化活動であること。
 - (2) 植樹活動、花壇整備、菜園整備、校庭の芝生化等、地域の公開性がある施設(住宅地・商店街・学校・公園・道路等)で行う緑化活動であること。
 - (3) 緑化活動を実施する施設の所有者や管理者の同意を得ており、かつ、活動後も緑化された部分が継続して、適正に維持管理される見込みがあること。
2. 対象経費は別表2のとおりとする。

第2-3 共通要件

1. 対象となる事業は、府が定める期間内に着手し、完了するものであること。なお、正当な理由なく期間内に着手し又は完了しないときは、府は補助を取り消すことができるものとする。
2. 法令等により義務付けられた緑化、及び他の助成制度により補助を受けた事業でないこと。
3. 既に緑化されている施設については、緑化計画が現状の緑被率を上回る計画であること。なお、緑被率とは敷地面積(建築基準法施行令第2条第1項に規定)に対する樹林・樹木地・草地等により被覆された面積の割合をいう。
4. 当該施設や周辺の環境と調和し、樹木等が適正に生育するよう配慮された計画であること。
5. 事業完了後の維持管理体制が確保、または確実に見込まれること。

第3 事業採択

1. 申込者は、管轄の農と緑の総合事務所(以下「総合事務所」という。)に「事業実施計画書」(別紙様式1)を提出しなければならない。
2. 補助事業の採択は、事業実施計画について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会の審査を経て、大阪府が決定する。なお、審査に当たり、申込者から計画内容について説明を求める場合がある。
3. 大阪府は、採択可否の結果を申込者に通知する。

第4 その他

1. 事業実施者は、事業完了日までに、事業実施箇所に明示板(別紙様式2)を設置しなければならない。
2. 事業実施者は、着手前及び完了後の現況写真(活動助成については活動中の写真も含む)を撮影し、事業完了後に撮影場所を明記した図面とともに、管轄の総合事務所に提出しなければならない。
3. 事業完了後、やむを得ず、移植等の必要が生じたときは、事前に管轄の総合事務所の許可を得ることとする。

4. 活動助成の事業実施者は、管轄の総合事務所に「緑化活動報告書」（別紙様式3）を、補助事業の完了した年度の翌年度末に提出しなければならない。また、施設助成及び活動助成ともに補助事業完了後5年間において大阪府が報告を求めた場合、事業実施者は緑化活動について報告を行うこと。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 6月 8日から施行する。